

た後であつて且つ前示確定判決言渡後の犯行に係りこの点からするも論旨の強調する
るように被告人が所謂犯罪者流の人間でないとは断定し得ず又その悔悟と称するも
のも輒く信用を措き難い事情にありその判示第一の各窃盗についても論旨のように
全く私利私慾に出でたものでないと迄は認められない。従つて論旨その余の主張に
拘らず前示確定判決並びに本件犯行の態様その他諸般の事情から考察して原審の科
刑は必ずしも不当なものといえないからこの点の論旨も採用し得ない。

その他原判決を破棄せねばならぬ瑕疵もないので本件控訴は理由のないものとし
て刑事訴訟法第三百九十六条によつてこれを棄却し尚当審における訴訟費用は同法
第百八十一条第一項に則つて全部被告人をして負担せしむべきものと認めて主文の
通り判決する

(裁判長裁判官 山田市平 裁判官 鈴木正路 裁判官 小沢三朗)